

# 令和8年度（2026年度） 青森労働局行政運営方針のあらまし

## 重点施策等

- I 労働行政を取り巻く情勢……………P1
- II 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、  
非正規雇用労働者への支援……………P2
- III 人手不足対策の推進……………P4
- IV リ・スキリング等による能力開発……………P5
- V 多様な人材の活躍促進……………P7
- VI 職場環境改善に向けた取組……………P10



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 青森労働局



[https:// jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)

# I 労働行政を取り巻く情勢

## 1 青森労働局における行政課題

青森県の人口減少率は全国平均と比べて大きく、高校卒業後に就職した者のうちの県外就職割合が全国で2番目に高くなるなど、若者や女性の県外流出が大きな課題となっている中、誰もが働きやすいと感じ、能力に応じて活躍できる魅力ある職場環境の整備を推進することが重要です。このため、これらを踏まえて、様々な課題に対して取り組んでいく必要があります。

県内企業の給与水準をみると、全国と比較して低い傾向にあるため、引き続き、最低賃金・賃金引上げの環境整備に資する取組に加え、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりや、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図る必要があります。

また、生産年齢人口が減少し、医療・福祉分野をはじめとして人材確保が困難な分野へのマッチング支援やニーズの高いデジタル分野などのリ・スキリング等による能力向上を含めた支援により、就職に結びつけることが求められています。

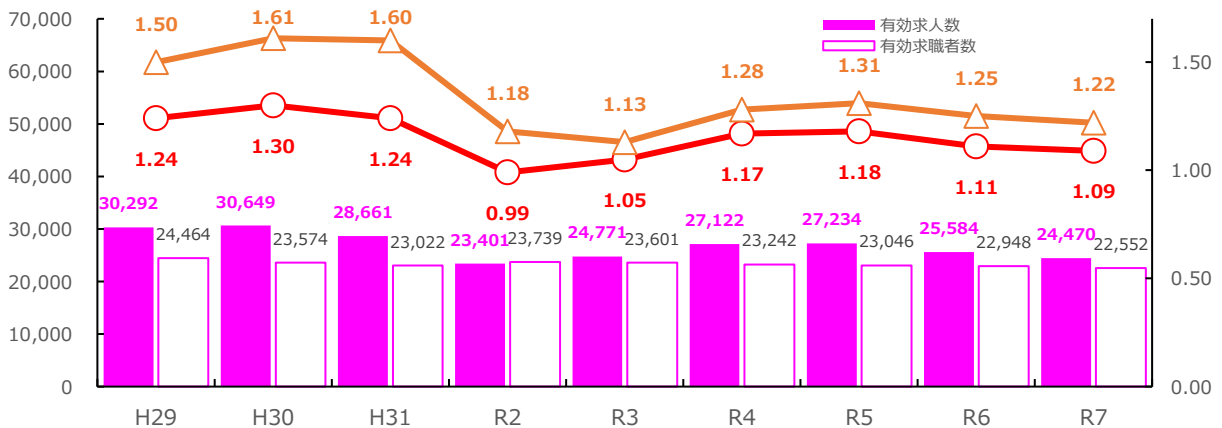
さらに、過重労働や労働災害の発生件数が依然高止まりになっていますが、安全で健康に働ける環境は最低限満たすべきであり、適正な労働条件の確保・整備に向けて一層の取組を推進する必要があります。



## 2 最近の雇用情勢

青森県においては、少子高齢化の進展による働き手の減少等により求職者が減少した一方、物価上昇等の影響により求人数がより大きく減少した結果、令和7年の有効求人倍率は1.09倍と、前年を0.02ポイント下回りました。この傾向は2年連続となっておりますが、引き続き人手不足感は高まっています。

青森県有効求人倍率の推移（年平均・原数値）



【出所】青森労働局「職業安定業務統計」

## II 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

### 1 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

生産性向上や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ支援助成金パッケージ」について周知を図ります。また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

さらに、生産性向上等に取り組む中小企業等に対し、「よろず支援拠点」や生産性向上のための補助金を紹介します。

#### 賃上げ支援助成金

パッケージ  
厚生労働省  
ホームページ



#### 青森県よろず支援拠点

21あおもり  
産業総合支援  
センター  
ホームページ



#### 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫  
ホームページ



### 2 最低賃金制度の適切な実施

最低賃金について、幅広く周知を図るとともに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行います。

もう、チェックした？

## 青森県最低賃金

令和7年11月21日から

# 時間額1,029円

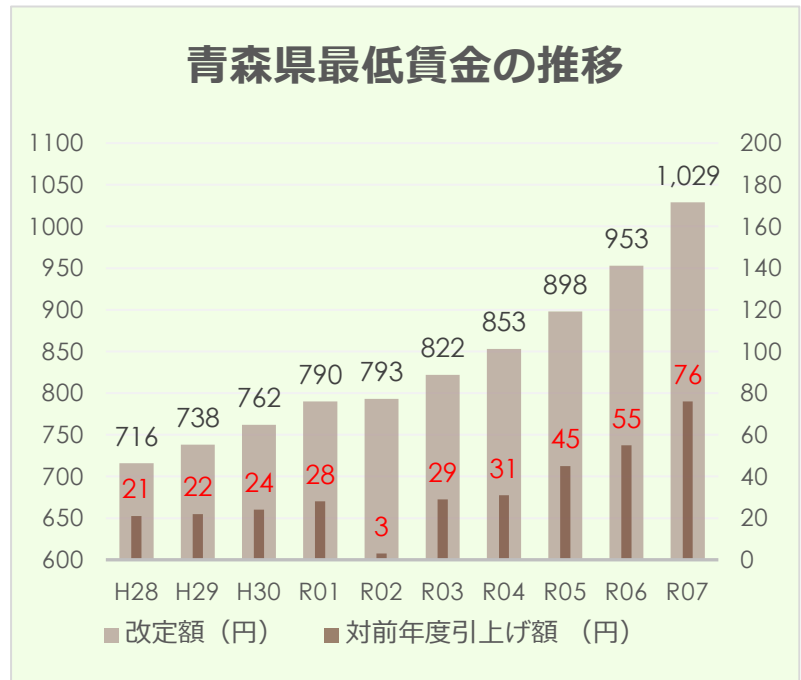
### 青森県特定(産業別)最低賃金

令和7年12月21日から

| 産業名                               | 時間額    |
|-----------------------------------|--------|
| 鉄鋼業                               | 1,109円 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 1,045円 |
| 百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業       | 1,029円 |
| 自動車小売業                            | 1,029円 |

次の2つの青森県特定(産業別)最低賃金は、令和7年度は改定されないため、令和7年11月21日から「青森県最低賃金(1,029円)」が適用されます。

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは  
青森労働局 労働基準部 賃金課 TEL. 017-734-4114 (又は労働局の労働基準監督署へ)。  
賃金調整のホームページ(https://jaitte.mhlw.go.jp/somori-toudoukyoku/)でもご覧いただけます。  
最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示していただく(最低賃金法第6条)



最低賃金に関する特設  
サイト



賃金引上げ特設ページ



### 3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

企業から受けた情報に基づき、効率的な報告徴収や指導監督を行い、是正指導の実効性を高めることで短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇等を確保します。

また、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、監督署から点検要請を集中的に実施することや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

#### 同一労働同一賃金とは

同一企業・団体における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

厚生労働省  
特集ページ



正社員と同じ仕事をしているのに…  
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

### 4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金（全7コース）」の活用勧奨を図ります。

#### キャリアアップ助成金・短時間労働者労働時間延長支援コースの活用事例

#### この事例では 150 万円が支給されました！

・最低賃金の上昇に伴い、現在の勤務形態では新たに社会保険の加入対象となるパートタイム従業員を複数名雇用している事業所において、社会保険料の負担による手取り収入の減少を避ける目的で勤務時間の短縮を希望するパートタイム従業員が増加。



・勤務時間の短縮に伴い人手不足の深刻化が懸念される中、事業所側は新たに社会保険に加入させるとともに勤務時間の延長や賃上げ等により収入増加の取り組みを行った場合、「**キャリアアップ助成金・短時間労働者労働時間延長支援コース**」が活用できることを知り、パートタイム従業員に対して初めに将来の年金額増額や疾病により休職した際に傷病手当金が支給される等の社会保険に加入することによるメリットを丁寧に説明した上で、手取り収入が希望する額を満たすよう週所定労働時間の延長することを提案。



・結果として、パートタイム従業員のうち3名について週所定労働時間を5時間延長（1日あたり1時間）することとなり、人手確保に結びついた。



・以上を踏まえ、事業所は「**キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コース**」の支給要件を満たしていたことから、**助成額 150 万円【小規模企業に該当の場合 1人あたり 50 万円 × 3名分】**の支給対象となった。

事業主の皆さまへ

厚生労働省

拡充

年収の壁対策

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**  
事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

※キャリアアップ助成金の詳細についてはコチラ➡



多様な働き方の  
実現応援サイト

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善や正社員の働き方の多様化に役立つ情報を掲載しています。



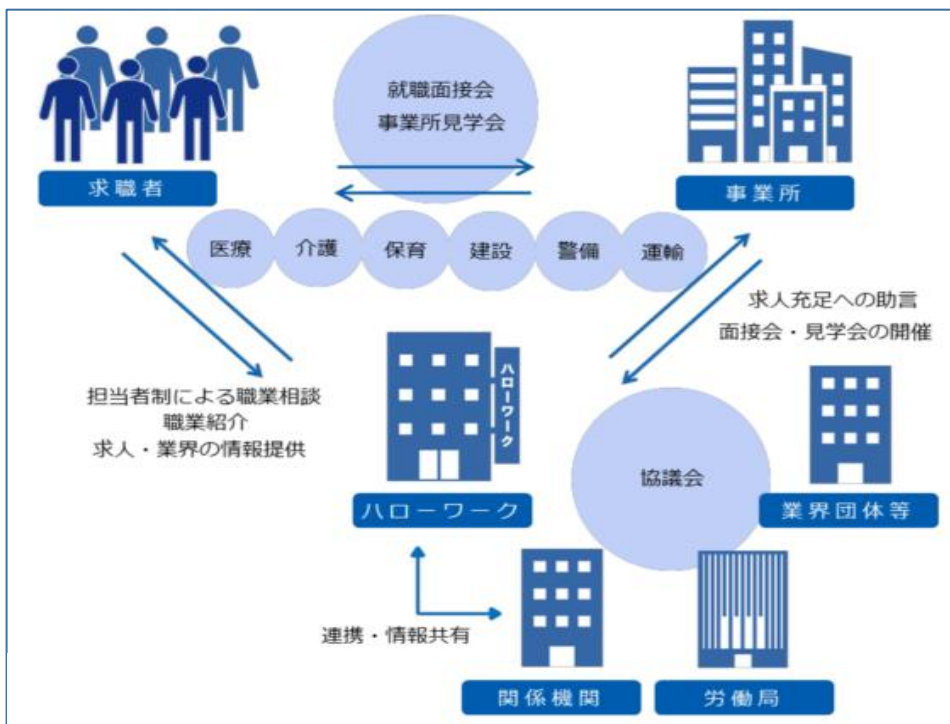
### Ⅲ 人手不足対策の推進

#### 1 人手不足対策

##### (1) 人材確保の支援

人材不足が著しい医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野（人材不足分野）のマッチング支援を強化するため、「青森県人材確保対策推進協議会」等の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、県内3ハローワーク（青森・八戸・弘前）に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

特に人手不足感の強いとされる医療・福祉・保育分野においては、集中的な充足対策を実施します。



#### 青森労働局 ハローワークキャラクター



きみの仕事を応援するよ!

#### 人材確保対策

雇用管理改善の  
ための支援ツール

「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の事例集や「人材確保に『効く』事例集」、「働きやすい・働きがいのある職場づくり事例集」、各種助成金等、雇用管理改善の取組を支援する情報を掲載しています。

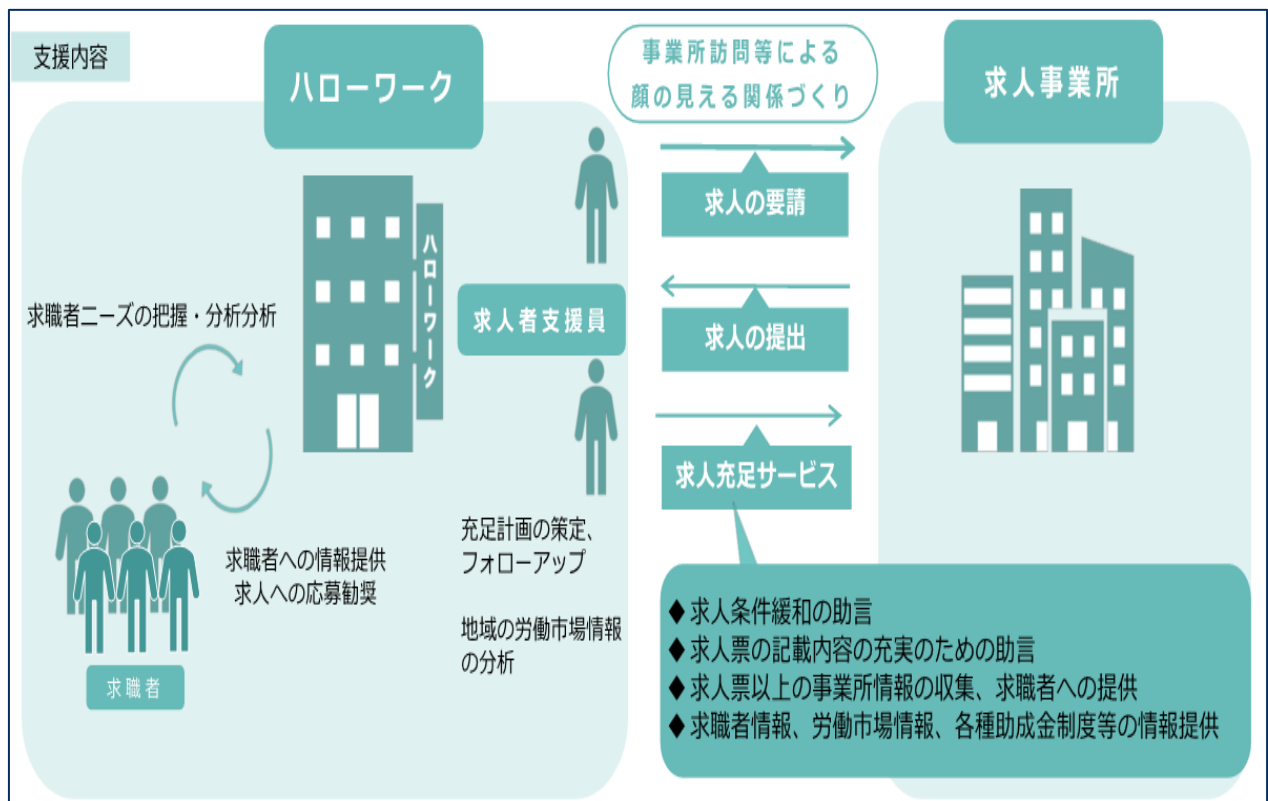


## (2) マッチング機能の強化

求職者の求職申込み条件などから求職者のニーズの把握・分析を行い、積極的に求人情報を提供します。また、各種サービスの利用促進のため、SNS等を活用し、周知・広報に取り組みます。

また、求人者に対して、求職者への主な求人情報提供手段であるハローワークインターネットサービスでの表示について情報を提供し、求職者の目にとまりやすい求人票作成の助言を行うとともに、充足に至らない求人には条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言を行います。

さらに、ハローワーク職員が積極的に事業所訪問を行い、聴取を行うことで、求職者にとって有用な情報及び事業所自身が気づいていないアピールポイントなどの事業所情報の収集を行います。



職業適性検査や職業解説機能を有する職業情報提供サイト「job tag」や、育児と仕事の両立に関する情報や能力開発、若者支援に関する情報等について、複数企業の職場情報を並べて比較する機能を有する職場情報総合サイト「しょくばらぼ」を活用し、職業相談及び求人者の採用支援などを進めます。




## IV リ・スキリング等による能力開発

### 1 リ・スキリング等による能力向上支援

ニーズの高いデジタル分野に係る公的職業訓練コースの拡充や教育訓練給付制度の周知及び人材確保が困難な介護分野においては実践的な訓練を実施し、訓練受講者には訓練中から訓練終了後までのきめ細かな担当者制による就職支援等を通じ、「一人ひとりが自らキャリアを選択することへの支援に取り組みます。

また、人材開発支援助成金の積極的な活用動奨を図り、企業内での人材育成を支援します。

| ハロートレーニング<br>(公的職業訓練)  | 教育訓練給付制度  | 企業内での人材育成支援<br>(人材開発支援助成金)   |
|--|---|--|
| (対象：離職者等の求職者)  | (対象：在職者等)   | (対象：人材育成に取り組む企業)   |
| <p>(概要)<br/>働こうとする方、働く方すべてを対象として、キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度。</p> <p>(訓練分野)<br/>事務系、IT、Webデザイン、建設、製造、介護、生産性向上等</p> <p>(受講料)<br/>基本的に<b>無料</b><br/>※テキスト代等の負担あり<br/>※在職者向け、学卒者向け等の有料講座あり</p>   | <p>(概要)<br/>労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度。</p> <p>(対象教育訓練数)<br/>介護福祉士などの業務独占資格からWebクリエイター、語学、車両運転など<br/><b>約15,000講座</b></p> <p>(給付率)<br/>講座レベル(専門実践・特定一般・一般)の3種類)に応じ、受講費の<b>最大80%</b>(上限あり)を支給</p> | <p>(概要)<br/>事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。</p> <p>(助成内容)<br/>新規採用者に対する研修から、情報技術者等の専門技能育成まで<b>幅広い人材育成の取り組みを支援</b></p> <p>(助成率)<br/>訓練内容により、経費の<b>最大75%</b>を助成するほか、訓練を受講した労働者の賃金の一部を助成など</p> |

制度の詳細はコチラ



YouTubeCMはコチラ



具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

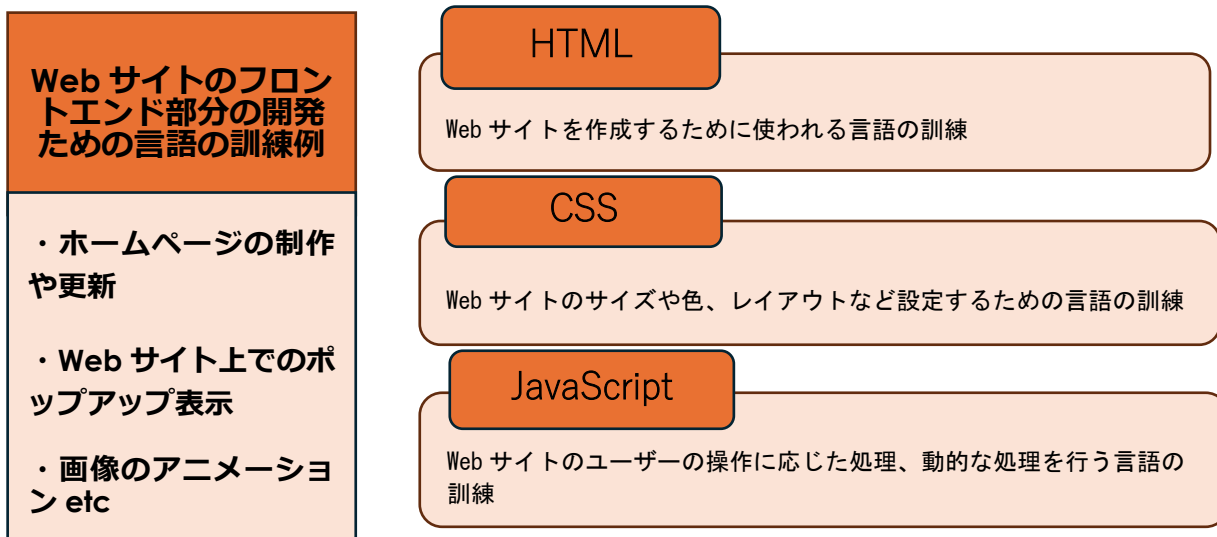
教育訓練 検索 検索



制度の詳細はコチラ



デジタル推進人材の育成支援のため、デジタル分野の資格取得を目指すコースや企業実習付コース、「DX推進スキル標準」に対応した訓練コースの設定促進を図ります。



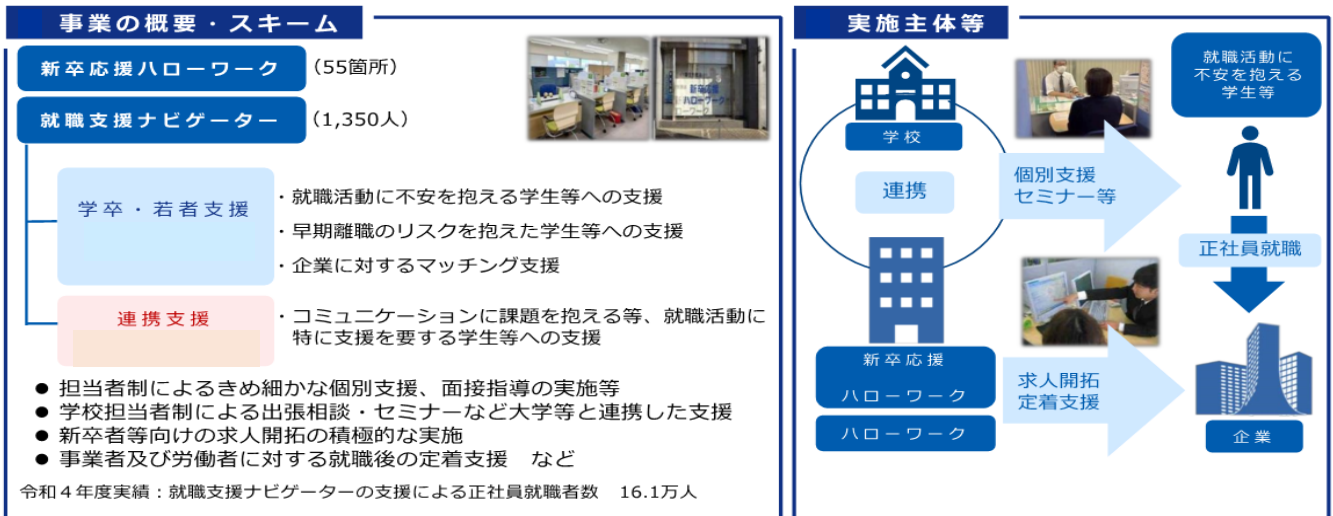
## V 多様な人材の活躍促進

### 1 多様な人材の活躍促進

#### (1) 若年者への就労支援

##### ① 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新卒者等への支援

心身の不調や家庭・経済環境の問題等の多様な課題を抱え、就職活動に際して特別な配慮や支援を必要とする新規学卒者等に対して、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援のほか、学校や関係機関と連携したチーム支援により、心理的なサポートや就職後の職場定着を含めた総合的な支援を実施します。



##### ② 正社員就職を希望する若者への就職支援

安定した就労の経験が少ない若年者を対象に、ハローワークヤングプラザ等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、個別支援計画に基づき正社員就職への支援を実施します。

#### (2) ミドルシニアの就労支援

中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置し、個々の課題を踏まえた個別の支援計画を作成し、就職から職場定着まで専門担当者によるチーム支援を実施します。

厚生労働省

**あきらめなくて大丈夫。  
あなたに本気の支援があります**

就職氷河期世代の仕事や生活に不安や悩みを抱える方、  
さらに中高年層の方にも間口を広げ、  
一人ひとりに合った支援を行っています。

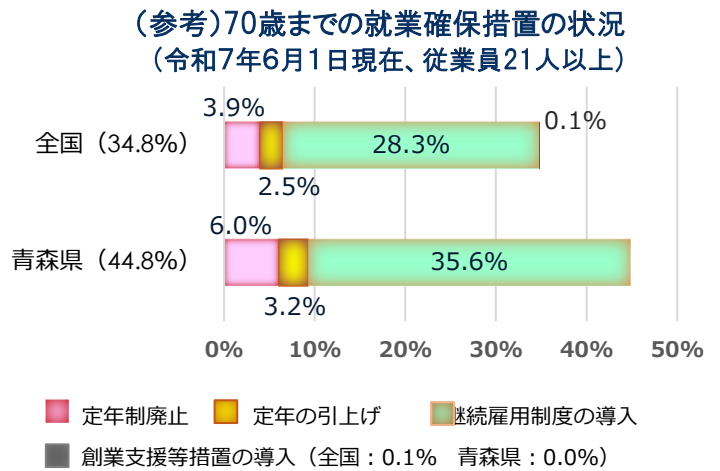
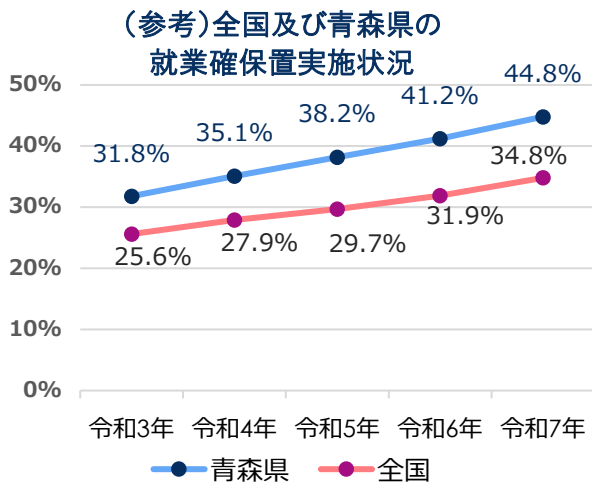
**中高年の活躍支援** あなたにあったサポートが見つかる。 [詳しい支援内容はこちら](#)




### (3) 高齢者の就労促進

ハローワーク青森・八戸・弘前・五所川原に設置する「生涯現役支援窓口」を中心として、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、セミナーや面接会等のイベントを実施します。

また、70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

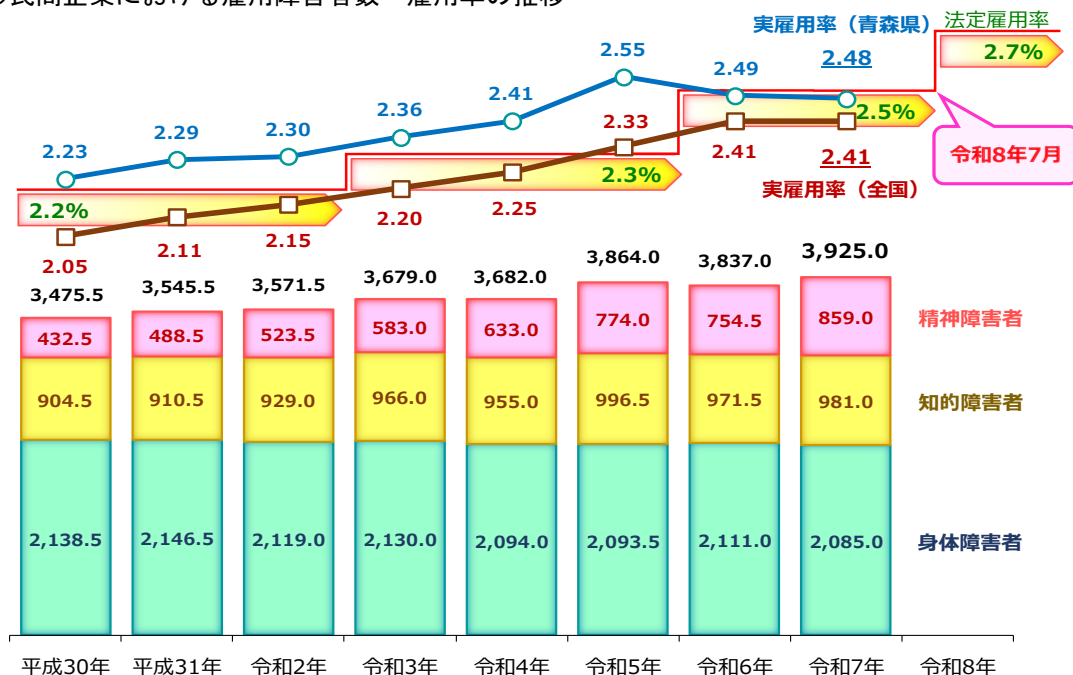


### (4) 障害者の就労支援

令和8年7月に法定雇用率2.7%への引上げとなるため、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者雇用ゼロ企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援を実施することにより、障害者の雇い入れを支援します。

また、公務部門においては令和8年7月には法定雇用率3.0%への引上げになることから、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう啓発・助言を行います。

○民間企業における雇用障害者数・雇用率の推移



## 2 女性活躍推進に向けた取組促進等

- (1) 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等



令和8年4月1日の改正女性活躍推進法施行により、常時雇用労働者101人以上の事業主に情報公表が義務付けられた、「男女の賃金の差異」と「管理職に占める女性労働者の割合」について、男女雇用機会均等法に基づく性別によらない男女均等な取扱いの確保と併せて、法の着実な履行確保を図ります。また、「女性の活躍推進企業データベース」の活用強化を図り、より一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

- (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象とした「マザーズコーナー」を青森・八戸・弘前のハローワークに設置し、きめ細かな就職支援を実施しています。

地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、出張相談などのアウトリーチ型支援を強化し、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。



詳細はコチラ

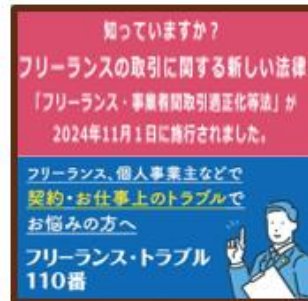


## 3 フリーランスの就業環境の整備

- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

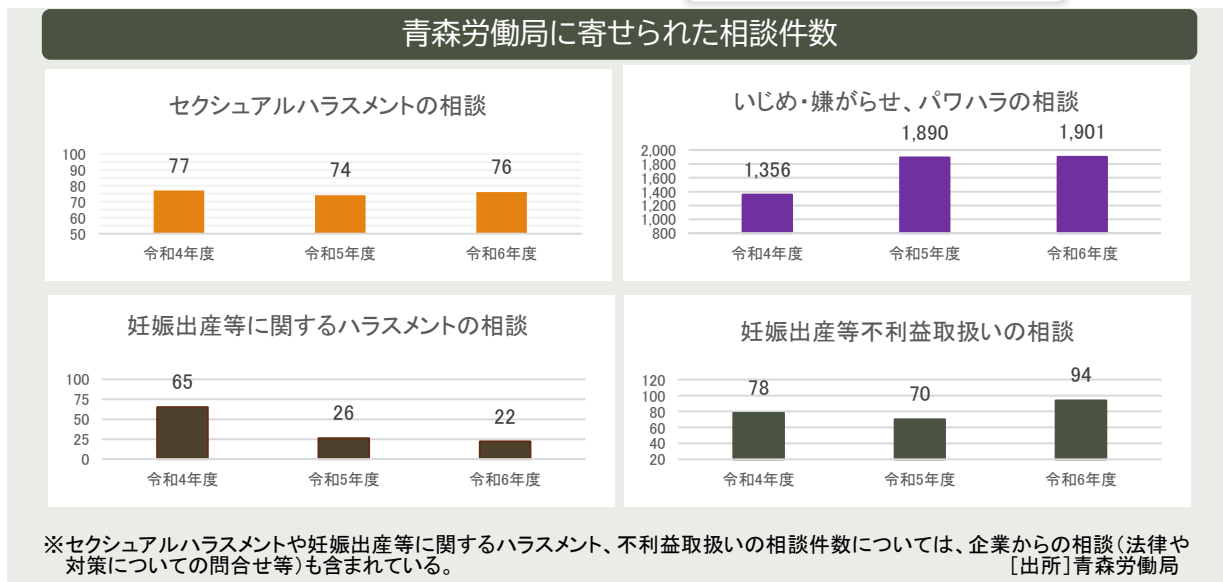
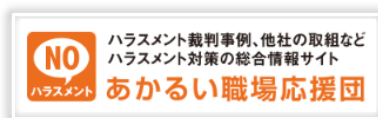
フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行い、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスと発注者との契約等に関するトラブルについては、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するとともに、監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」において、適切に対応します。



## VI 職場環境改善に向けた取組

### 1 総合的なハラスメントの防止対策の推進



事業主が適切なハラスメント防止措置を講じられるよう、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールを周知するとともに、対策を講じていない事業主に対しては厳正な指導を行います。

加えて、令和8年10月1日から義務付けられるカスタマーハラスメント対策及び就職者等に対するハラスメント対策について、企業の取組を促します。

また、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」を中心に、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設するとともに、オンライン説明会などにより周知・啓発を図ります。



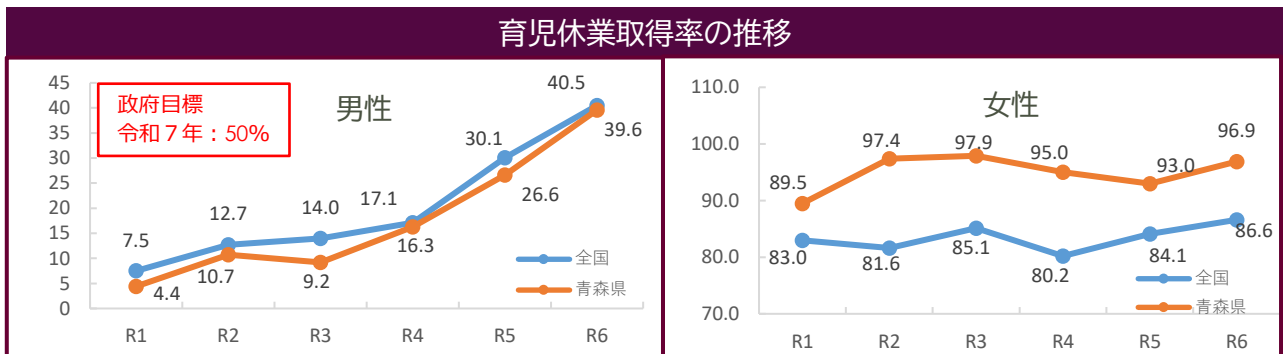
## 2 仕事と育児・介護の両立支援等

### (1) 仕事と育児・介護の両立支援

令和7年度に全面施行された改正育児・介護休業法について、労使団体等と連携して周知に取り組み、法の着実な履行確保を図ります。また、「産後パパ育休」等の制度についてあらゆる機会を捉えて周知し、青森県内における男性の育児休業取得率向上を目指します。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」、「くるみんプラス」の認定基準等について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

青森労働局ホームページ内に「育児と仕事の両立特設ページ」を開設しました。



育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{過去1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

【出所】 全国「雇用均等基本調査（厚生労働省）」 青森県「中小企業等労働条件実態調査」

### (2) 労働施策総合推進法に基づく協議会について

青森県地方版政労使会議「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」は、令和8年1月13日、中小企業・小規模事業者における賃金引上げに向けた取組及び若者や女性に選ばれる職場環境の改善・整備等に係る取組をテーマに開催し、「あおもり「魅力ある職場」づくり共同宣言」が採択されました。

この共同宣言に基づいた取組方針の推進に向けて、構成員が共有の認識の元、オール青森として支援策に取り組みます。

あおもり魅力ある  
職場づくり推進協議会



### あおもり「魅力ある職場づくり」共同宣言

青森県は、少子高齢化の進行により労働力人口の減少と人手不足が深刻化する中で、若者や女性の県外流出が依然として続いており、早期にこの傾向に歯止めをかけるためには、多様な人材の活躍を推進するとともに、「若者や女性に選ばれる青森」の実現が必要です。

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会構成員は、以下に掲げる事項について各構成員が相互に連携・協力し、県内企業における「魅力ある職場づくり」の推進に向けて、オール青森で取り組むことを宣言します。

- 適切な価格転嫁や各種支援施策の活用による生産性向上など、魅力ある職場づくりに資する賃上げの継続・定着に向けた環境整備に取り組みます。
- 柔軟な働き方、多様な人材の活躍を推進することなどを通じて、エンゲージメント（働きがい等）の向上とワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境の改善に取り組みます。
- 女性の職業生活における活躍を推進するため、男性の育児休業や介護休暇の取得促進に向けた意識醸成を図ると、男女の固定的役割分担意識の解消等に努め、仕事と育児・介護の両立ができる職場づくりに取り組みます。

令和8年1月13日  
あおもり魅力ある職場づくり推進協議会

### 3 安全で健康に働くことができる環境づくり

#### (1) 長時間労働の抑制等過労死等の防止のための対策、支援等

##### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向け、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を求める指導を実施します。

##### ② メンタルヘルス対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者等に対する医師による面接指導の実施やストレスチェック制度の運用、心の健康づくり計画の策定など労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行うとともに、青森産業保健総合支援センターの活用促進及び「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を図ります。



厚生労働省

## こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです。

- 働く方へ**
  - セルフケア
  - セルフチェック (ストレス・疲労管理)
  - 相談窓口
- 事業者の方へ**
  - 他社の取組事例
  - ストレスチェック
  - 職場環境改善
- ご家族の方へ**
  - うつ病について
  - ご家族へのケア
  - 医療機関の検索
- 部下を持つ方へ**
  - 部下へのケア
  - 休養・復職者への対応
- 支援する方へ**
  - 研修に使える資料
  - パンフレット

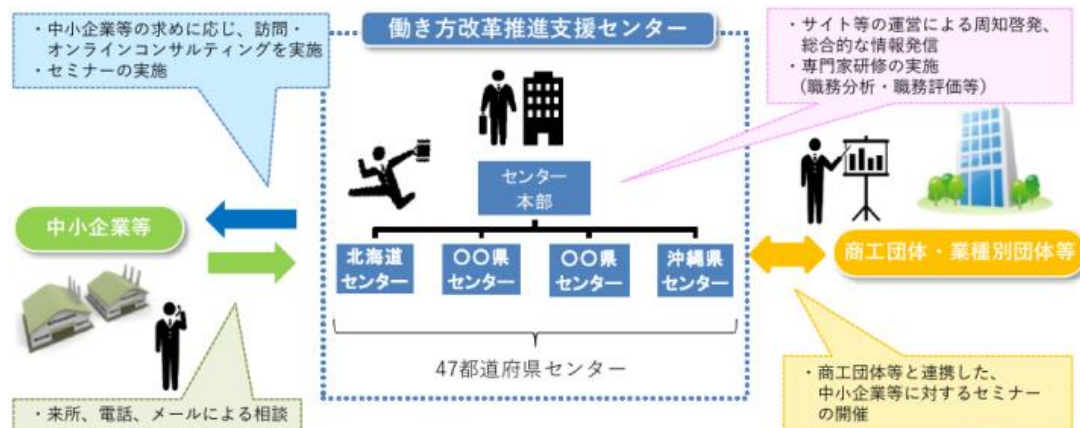
あなたの笑顔のために

##### ③ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「青森働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やセミナー等きめ細かな支援に取り組みます。

また、監督署の「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、法令の趣旨・内容の理解促進を図ります。

さらに、生産性を高めながら労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者に対して働き方改革推進支援助成金による支援を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。



**青森働き方改革推進支援センター**



#### ④令和6年度適用開始業種等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制の遵守には、施主や荷主等取引関係者ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、令和6年度適用開始業種等に係る時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を行うほか、労働時間短縮に向けて個別相談や説明会・セミナーの開催等による支援を行います。



[建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト  
はたらきかたススめ](https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/)  
<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



くらし・はたらき  
マエストロ  
たしかめたん

#### ⑤長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

### (2) 労働条件の確保・改善対策

#### ①法定労働条件の確保等

基本的労働条件の枠組みの確立など法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。特に、監督署や「労働条件相談ほっとライン」等に寄せられた各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、監督指導を実施するとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底します。また、労働基準法に基づく労働条件の明示事項について、パンフレットや説明会を活用して周知を行います。

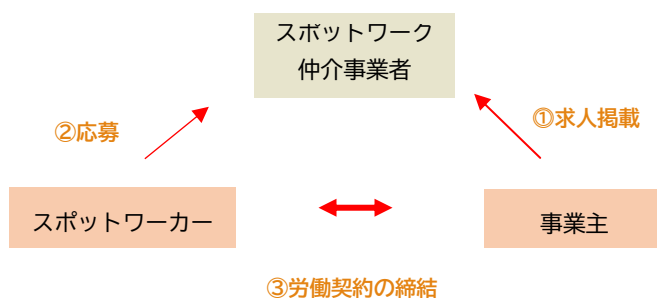
#### ②自動車運転者の労働条件確保対策の推進

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対して、地方運輸機関と連携して監督指導を実施します。

#### ③いわゆる「スポットワーク」に係る対応

令和7年7月に作成、公表した「スポットワーク」を利用する際の留意事項等を取りまとめた労働者向け及び使用者向けのリーフレットを用いて留意事項等を広く周知するとともに、監督署に相談等が寄せられた場合には、丁寧に対応します。

「スポットワーク」とは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くことをいいます。



### (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

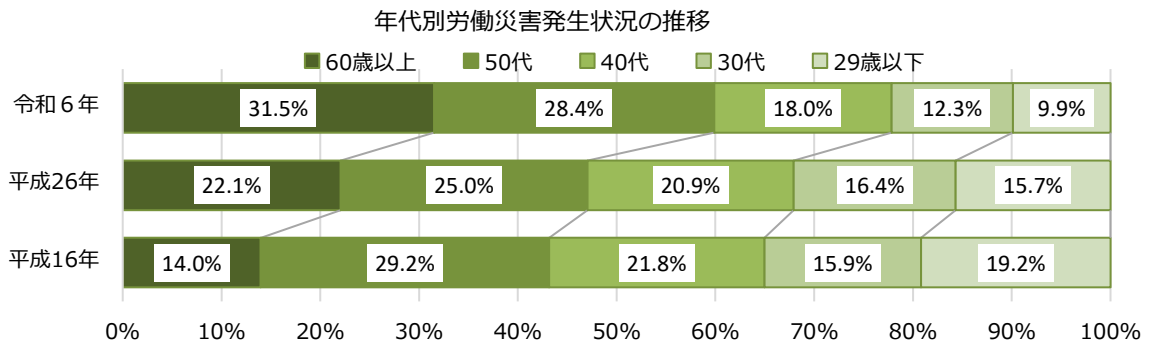
#### ① 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、順次施行される個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置が講じられるようあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。

#### ② 第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

##### ア 高年齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の行動に起因する労働災害防止対策の推進

「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理、その他に必要な措置の促進を図るとともに、高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するためのエイジフレンドリー補助金の利用勧奨により企業の自主的な取組を支援します。



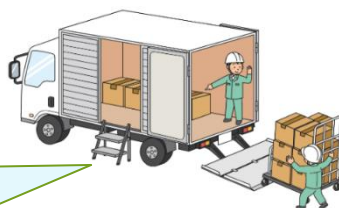
また、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある転倒や腰痛などの労働災害の防止に向けて、「青い森“+Safe”協議会」の運営、企業における自主的な安全衛生活動の支援等の取組により、安全衛生に対する機運醸成を図ります。



##### イ 業種別の労働災害防止対策の推進

労働災害防止団体、関係機関等との連携を強化の上、建設業における墜落・転落災害の防止、陸上貨物運送事業における荷役作業時の墜落・転落災害の防止、製造業における機械災害の防止、林業における伐木作業等の災害防止、農業・畜産業及び水産業における安全衛生意識の醸成に重点を置いた対策を徹底します。

最大積載量が2トン以上の荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備の設置が必要です。



貨物自動車の荷を積み卸す作業が伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象となります。

## ウ 労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害防止するため、ストレスチェックの実施をはじめとするメンタルヘルス対策や、治療を受ける労働者の治療と就労の両立を支援するための措置について、その適切かつ有効な取組の促進を図ります。

また、青森産業保健総合支援センターでは、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組に係る支援や治療と仕事の両立支援に関する制度の導入、管理監督者等を対象とした意識啓発を図る教育などについて、専門スタッフが事業場を訪問しての支援を実施しているため、利用勧奨を行います。

青森産業保健総合支援センター



## エ 化学物質等による健康障害防止対策等

ラベル表示・SDS交付等による危険性・有害性の伝達、化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの実施等について指導を行います。

このようなラベルが貼ってある製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意が必要です。



また、石綿ばく露を防止するため、事前調査結果報告の徹底や、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置を徹底します。

加えて、石綿関連疾患に係る労災請求に対しては、認定基準に沿った迅速・適正な処理を徹底します。

職場の化学物質管理の道しるべ  
ケミガイド



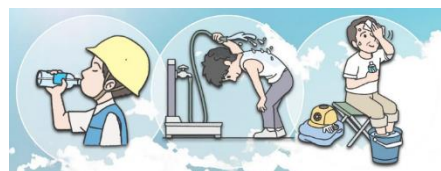
石綿総合情報ポータルサイト



## オ 熱中症予防対策の推進

暑熱環境に応じた熱中症予防対策の取組促進を図るため、準備を含め6月から9月まで熱中症予防のキャンペーンを展開するとともに、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適正に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、体制の整備、手順作成とその内容を関係者へ周知することについて指導を行います。また、ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」等の活用を促します。

職場における熱中症予防情報



## カ 冬期労働災害防止対策の推進

冬季においては、転倒災害をはじめ墜落、交通災害などの冬期労働災害（冬季特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因する労働災害）が多発するため、12月から2月まで、冬期労働災害防止運動を展開し、取組の促進を図ります。

# 青森労働局が行う各種認定制度

(認定状況は令和8年2月末時点)

## 【くるみん認定制度】



従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けることができます。

### 認定マーク「くるみん」

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と、「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子供の育成に取り組もうという意味が込められています。

### 県内の認定状況

くるみん 45社 (63件)  
プラチナくるみん 4社 (4件)

## 【えるぼし】



## 【えるぼし認定制度】

女性の活躍推進に関する状況が優良であるなど、一定の基準を満たした企業は「女性活躍推進企業」として認定(えるぼし認定)を受けることができます。

### 認定マーク「えるぼし」

「えるぼし」には、様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いが込められています。

### 県内の認定状況

えるぼし 25社  
2段階目 4社  
3段階目 21社  
(うちプラチナ2社)

## 【ユースエール認定制度】

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況など、一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



## 【もにす認定制度】

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなど一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



### 認定マーク「ユースエール」

認定マークの若葉の形は、若者 (Youth) がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しています。

県内の認定状況 23社

県内の認定状況 3社

### 認定マーク「もにす」

共に進む(とみにすずむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

## ◆青森労働局

〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎

### ●総務部(5階)

総務課 Tel017-734-4111  
労働保険徴収室 Tel017-734-4145

### ●労働基準部(2階)

監督課 Tel017-734-4112  
健康安全課 Tel017-734-4113  
労災補償課 Tel017-734-4115  
賃金室 Tel017-734-4114

### ●職業安定部(7階)

職業安定課 Tel017-721-2000  
需給調整事業室 Tel017-721-2000  
職業対策課 Tel017-721-2003  
訓練課 Tel017-721-2000

### ●雇用環境・均等室(8階) Tel017-734-4211

## ◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー

|             |                                       |                       |                          |
|-------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 青森労働基準監督署   | 〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎8階      | Tel・監督指導 017-734-4444 | ・安全衛生課 017-715-5451      |
|             |                                       | ・労災課 017-715-5452     | ・総合労働相談コーナー 017-715-5448 |
| 弘前労働基準監督署   | 〒036-8172 弘前市南富田町5-1                  |                       | Tel0172-33-6411          |
| 八戸労働基準監督署   | 〒039-1166 八戸市根城九丁目13-9 八戸合同庁舎1階       |                       | Tel0178-46-3311          |
| 五所川原労働基準監督署 | 〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階 |                       | Tel0173-35-2309          |
| 十和田労働基準監督署  | 〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階  |                       | Tel0176-23-2780          |
| むつ労働基準監督署   | 〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15 下北合同庁舎4階       |                       | Tel0175-22-3136          |

## ◆ハローワーク

|            |                                      |                 |
|------------|--------------------------------------|-----------------|
| ハローワーク青森   | 〒030-0822 青森市中央二丁目10-10              | Tel017-776-1561 |
| ハローワーク八戸   | 〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120              | Tel0178-22-8609 |
| ハローワーク弘前   | 〒036-8502 弘前市南富田町5-1                 | Tel0172-38-8609 |
| ハローワークむつ   | 〒035-0063 むつ市若松町10-3                 | Tel0175-22-1331 |
| ハローワーク野辺地  | 〒039-3128 上北郡野辺地町字屋場12-1             | Tel0175-64-8609 |
| ハローワーク五所川原 | 〒037-0067 五所川原市敷島町37-6               | Tel0173-34-3171 |
| ハローワーク三沢   | 〒033-0031 三沢市桜町三丁目1-22               | Tel0176-53-4178 |
| ハローワーク十和田  | 〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階 | Tel0176-23-5361 |
| ハローワーク黒石   | 〒036-0383 黒石市緑町二丁目214                | Tel0172-53-8609 |